

令和3年第3回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和3年9月7日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 佐矢野 靖・ 総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 垂水英治
開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義
子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
教務課長 村上英之・ 総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和3年第3回上毛町議会定例会議事日程

令和3年9月7日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 8号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5 認定第 1号 令和2年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 2号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 3号 令和2年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 4号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 5号 令和2年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 6号 令和2年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 7号 令和2年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 8号 令和2年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上毛町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第14 議案第42号 上毛町企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第43号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第44号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第45号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1

号)

日程第18 議案第46号 過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第19 議案第47号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程第20 議案第48号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について

日程第21 発議第 3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)

日程第22 陳情第 1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

○追加議事日程

追加日程第 1 緊急質問(新型コロナウイルス感染防止対策について)

○委員会付託

文教厚生常任委員会

- 認定第 2号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 令和2年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和2年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和2年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について

総務産業建設常任委員会

- 認定第 4号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和2年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 令和2年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第42号 上毛町企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第47号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 議案第48号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について
- 発議第 3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
- 陳情第 1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

予算決算常任委員会

認定第 1号 令和2年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第43号 令和3年度上毛町一般会計補正予算（第5号）

○会 議 の 経 過 (初日)

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和3年第3回上毛町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、2番 友岡議員、3番 岩花議員を指名します。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

安元委員長。

○9番（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

議長から今期定例会の運営について諮問を受け、9月3日に議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程（案）のとおり協議決定いたしましたので報告します。

9月7日火曜日、本会議で、議案の上程を行います。なお、報告第8号と議案第41号の2件については、審議、採決を行うことと決定いたしました。

9月8日は休会とします。

9月9日木曜日、10日金曜日は本会議で、一般質問とします。

9月11日、12日は休会とします。

9月13日月曜日は文教厚生常任委員会とします。

9月14日火曜日は総務産業建設常任委員会とします。

9月15日水曜日、16日木曜日は、予算決算常任委員会とします。

9月17日金曜日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決とします。

以上、会期は本日から9月17日までの11日間とすることが適当であると決定い

たしましたので報告します。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）お疲れさまでした。議会運営委員長の報告は終わりました。

○9番（安元慶彦君）もういいですか。

○議長（宮崎昌宗君）いいですよ、どうぞ。

何ですか。

○2番（友岡みどり君）

今の報告に対して質問してよろしいですか。報告だけ。

○議長（宮崎昌宗君）

報告です。質疑はございません。

○2番（友岡みどり君）

ない。

○議長（宮崎昌宗君）はい。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月17日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から報告1件、決算認定8件、専決処分1件、条例改正1件、補正予算3件、その他3件の計17案件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料8ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。報告第8号と議案第41号の2件については、本日、受理、審議、採決を行います。残りの15件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

また、議員から提出された発議第3号、陳情第1号については、議案を上程し、提出者及び紹介議員の趣旨説明を受け、質疑を行います。発議第3号、陳情第1号につ

いては後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様にお願ひしますが、本日、受理、審議、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

9月9日、10日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。9日の質問者は2名、10日の質問者は3名を予定しています。

9月13日に文教厚生常任委員会、9月14日に総務産業建設常任委員会、9月15日、16日に予算決算常任委員会を、それぞれ開催したいと思います。

9月17日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長の出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4報告第8号、日程第5認定第1号、日程第6認定第2号、日程第7認定第3号、日程第8認定第4号、日程第9認定第5号、日程第10認定第6号、日程第11認定第7号、日程第12認定第8号、日程第13議案第41号、日程第14議案第42号、日程第15議案第43号、日程第16議案第44号、日程第17議案第45号、日程第18議案第46号、日程第19議案第47号、日程第20議案第48号、以上17件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和3年第3回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、御承知のように、長引く新型コロナウイルス感染症は今般の5波で爆発的に

拡大しており、住民の皆様には、目に見えない敵と一体いつまで戦わなければならないのかという大きな不安と様々な試練を与え続けている状況にあります。

こうした想定外の事態に何が正解なのか、そもそも100点満点の正解などない中で、感染状況は地域地域で格差もあるわけですから、対応や対策も地域ごとの現場の責任で、現場の判断に委ねられるわけであります。本町としては、常に町民ファーストで何がベストなのかを探りながら、パーフェクトとは程遠いかもかもしれませんが、他に負けない真心とスピード感を持って対応しているところでありますし、今後もストップコロナへ全力で挑んでまいりたいと考えております。

その上で、上毛町としての基本的なワクチン接種のスタンスとしては、御異論もございましょうが、当初ワクチンが不足した関係もありまして、一人でも多くの住民の皆様接種していただきたいという思いで、私の判断により、町長以下、職員の接種は最後とし、住民優先に年齢順で接種を行うよう指示したという経緯であります。

災害レベルのコロナ禍で、医療従事者をはじめ、感染リスクの高い現場の皆様、そして本町職員も休日を返上し、住民の安全・安心を第一に様々なコロナ対策やワクチン接種業務に専念しておりますことはどうか御理解いただき、こうした状況下で、一部職員が不本意ながら感染者となりましたことへの御批判はあまりにもいたたまれないわけでありますので、できればねぎらいの言葉等をかけていただければ彼らも救われますし、幸いに存じます。

なお、先般9月2日に町外の病院の院長より、上毛町の職員の対応が神対応だったとして、本町へ50万円の御寄附を頂きましたことを御報告いたします。

さて、先般6月議会の一般質問において、三田、宮本両議員より私の出处進退について御質問をいただいたところではありますが、振り返りますと、8年前、この上毛町をどこにも負けない輝く町にしたいという思いで出馬いたしました。

私の輝くという意味は、まず、高齢者が元気で、働く世代に活力があって、しっかり稼ぎ、その後ろ姿で次世代を育てるんだという理念があつての輝きであり、循環型社会のモデルはそうでなければ成立しないと考えております。好循環をつくることで、全ての世代に希望が生まれ、安全・安心に暮らせる場所に人が集まる、それが九州一輝くまち、人口ビジョン1万人構想であり、目的でありました。

この8年間で、行政が輝くという意味においては、ふるさと納税や基金の運用、そして、コスト削減等に重点を置き、財源を確保してまいりましたが、これは全庁を挙

げ、職員が周到に準備し、連携し、汗を流した結果です。目標を明確に調査し、戦略を練り、実証できたことは、職員の誇りと自信につながったと感じております。今後にもさらに高い志を持って行動し、また、結果を残し、実証いたしたいと考えております。

私たちは、コロナ禍の先にあるアフターコロナという新たな時代に直面していきませんが、この時代に必要なスキルは適合能力だと考えます。そして、その適性は、本物を目指し、努力することで養われると感じます。極めて厳しい時代になるかもしれませんが、正解も一つではなく、無限にあるわけですが、ただ懸念されることは、あれこれ欲張る者は必ず失敗するということです。

成功の秘訣は、これだという道に向かって、ぶれずに、諦めずに行動し続ける覚悟で決まると思っております。我々行政としては、覚悟を決めて努力する人へ可能な限り支援してまいります。耳触りのいい言葉を言うのはたやすいのですが、特に新たな時代を担う若者たちには、試練に打ちから、その先にある高みを体験していただくことで、真の生きる力を身につけてほしいと願っております。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、報告1件、決算認定8件、専決処分1件、条例改正1件、補正予算3件、その他3件の計17案件であります。順次、御説明をいたします。

報告第8号、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、地方公共団体の長は、健全化判断比率等を毎年度、決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することと規定されておりますので、今議会において報告するものであります。

認定第1号から認定第8号までの一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第1項及び第3項の規定により、会計管理者より各会計の決算書が提出されましたので、これを8月4日に行われた決算監査において監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会の認定に付すものであります。

一般会計では、新型コロナウイルス感染症対策事業をはじめ各種事業において、事業目的に沿い適切な執行に努めた結果、おおむね目標とする事業の成果が得られた決

算となったものと考えており、また、特別会計においても、一般会計と同様、目標とする事業の成果が得られた決算となったものと考えております。これも、ひとえに議員各位をはじめ町民皆様の御理解、御協力の賜物と深く感謝を申し上げる次第であります。今後とも、町民生活の安全・安心を最優先に考え、事業の必要性や緊急性に配慮し、多様化する行政需要に的確に対応するとともに、将来を見据えた財政運営に努めてまいり所存であります。

議案第41号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度上毛町一般会計補正予算（第4号）であります。全国的にコロナ感染が急増している中、町内における感染者の早期発見及び感染拡大の未然防止を図ることを目的として実施しております。上毛町新型コロナウイルス抗原定量検査実施事業の関係経費350万円の予算を8月27日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第42号、上毛町企業誘致条例の一部を改正する条例についてであります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日からの施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第43号、令和3年度上毛町一般会計補正予算（第5号）であります。今回の補正額は1億3,219万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億6,665万2,000円とするものであります。

歳出の主なものとして、総務費では、財産管理費において、吉富町と共同で運営しております築上東部乗合タクシーの委託事業者認定に伴う車両購入等の関係経費を、企画費では、旧ふるさと手づくり村の再整備を行うため、下段部の解体実施設計経費、コモンパーク上毛彩葉の公園使用の安全性を確保するためのフェンス設置経費及び事務的補助金において新婚世帯・子育て世帯新生活応援補助金等の対象者増に伴う不足額に対する増額補正を、開発交流推進費では、国庫補助確定に伴う財源変更を行っております。

衛生費では、保健事業費において、マイナンバー制度を活用し、がん検診等の情報を利活用するためシステム改修経費を、新型コロナウイルス感染症対策費では感染拡大防止のための消耗品購入経費を、上下水道整備費では簡易水道事業特別会計の繰出金を計上しております。

農林水産業費では、農業振興費において、コロナ禍での生産性向上を図るため、本年度県において新たに創設された園芸農業DX推進事業を活用して農業機器の導入を行う農業者に対する補助金を、農地費では、個人または共同で施工する農業土木事業に要する経費に対して補助金を交付する農業土木事業補助金の既定予算に不足が生じたため、補助金の増額補正を行っております。

土木費では、橋梁維持費において、本年度計画しております橋梁補修の工事費を精査した結果、既定予算に不足が生じたので、工事費の増額補正を行っております。

教育費では、文化財保護費において、国土交通省が山国川の災害発生等に備えて唐原地区に計画しております、山国川防災ステーションの整備に伴う文化財発掘調査関係経費を計上しております。

災害復旧費では、台風9号並びに8月11日からの大雨により被災した農地2か所、農業用施設9か所、林道施設8か所、道路橋梁等の8か所、河川1か所、計28か所の災害復旧費を計上しております。

諸支出金では、ふるさと応援基金費において、令和2年度の寄附に対する返礼品の配送が完了したことによる基金への積立金を計上しております。

ちなみに、令和2年度の寄附額における基金への積立金は1億6,200万円となっております。

今回の補正財源といたしましては、特定財源として、分担金及び負担金では、吉富町より築上東部乗合タクシー車両購入分担金等で141万6,000円を増額計上しております。

国庫補助金では、健康増進事業情報標準化補助金285万1,000円を増額計上、社会資本整備総合交付金の確定により1,375万円を減額計上、差引き1,089万9,000円の減額計上となっております。

県支出金では、園芸農業DX推進事業費補助金174万4,000円、農業用施設災害復旧事業費293万8,000円と合わせて、548万5,000円を増額計上しております。

寄附金では、本町の事業に感銘を受けたとして、学力向上推進事業に使っていただきたいと町外企業より企業版ふるさと納税30万円の寄附がございましたので、予算計上しております。

なお、企業版ふるさと納税の寄附は本町で初めてであり、寄附金の使途につきまし

ては、中学生を対象に実施しております上毛塾、英検塾の経費の一部に充当いたします。

諸収入では、雑入において、歳出の教育費で申し上げました山国川防災ステーションの整備に伴う文化財発掘調査費全額6,523万円を、国からの分担金として増額計上しております。

町債では、臨時財政対策債において、発行可能額の確定により1,120万3,000円の減額、合併特例債では、社会資本整備交付金の減額による1,300万円の増額及び過疎対策事業債への組替え4億円の減額、合わせて3億8,700万円の減額、過疎対策事業債では、合併特例債からの組替え4億円の増額で、町債全体では179万7,000円を増額計上しております。

一般財源としては、普通交付税を6,886万5,000円計上しております。

議案第44号、令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）がありますが、今回の補正額は10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,819万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、農業集落排水事業加入戸数が、当初予定しておりました加入戸数に対して3戸増加したことによる公共ます設置工事費の不足額を計上しております。

今回の補正財源といたしましては、受益者分担金を増額計上しており、その増額に伴い、一般会計からの繰入金を減額計上しております。

議案第45号、令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）がありますが、今回の補正額は600万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,385万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、中村地区の水道給水区域内における新築家屋に対して水道管を接続するための経費として、配水管布設工事費を計上しております。

今回の補正財源といたしましては、一般会計からの繰入金及び前年度繰入金を計上しております。

議案第46号、過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。本町が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき過疎地域に指定されたことに伴い、令和3年4月1日から5か年を計画期間とする過疎地域持続的発展計画を策定する必要があるため、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものでありま

す。

議案第47号、京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてであります。現在、京築広域市町村圏事務組合で共同処理しております行橋京都メディカルセンターに関する事務を、新たに行橋市、苅田町及びみやこ町により設立する一部事務組合において共同処理することに伴い、行橋市及び苅田町が京築広域市町村圏事務組合を脱退することとなったため、必要な規約の変更に関して関係団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号、京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分についてであります。議案第47号で御説明した理由により、行橋市及び苅田町が京築広域市町村圏事務組合を脱退することとなったため、地方自治法第289条の規定により、関係団体において財産処分の協議を行うに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日、審議する案件に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）ただいまの町長の提案理由の中で、これは決算委員会するときにも申し上げたいと思いますけれども、コロナによっていろんな行事が中止されてきておりますが、もう少し執行残があるかなと。今4億3,000万円ぐらいですかね、残高が。これがもう少し多いんじゃないかなと思っておりましたけど、その程度に終わって。これはまた、委員会るときにいろいろ出ると思います。

それと、予防接種の関係でございますけれども、町長、いみじくも町民ファーストということで、町長以下職員は控えてきておるということでございますが、私の考えは、前からも、ちょっと公式の場では言いませんでしたけども、町長をはじめ執行部の職

員の方々、あるいは学校の先生、それから保育園の先生、そういった多数の方々と接触する仕事の方々には早くして、住民に安心をさせると同時に、自分もやっぱり安心して職務に従事できるんじゃないかということで私は思ってきたわけです。

しかし、今、本町で39例目ですかね。感染が出ておりますけど、その中に職員が6名か7名ですか、含まれておる。そういったことを振り返ってみますと、その辺は、町長、後悔の念はありませんか。やっぱり早く接種をして、町民あるいは学校の児童、あるいは保育園の子供たちに携わることに専念させることがよかったんじゃないかということ、その辺はどんなものですか。その辺をお尋ねしたい。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）学校関係と保育士あたりは先行して行っておりますし、職員に関しては、これも先ほど申し上げましたが、何が正解か分からない。真面目な職員がどうしてうつるのかということは、これは読み違えたという部分でもあります。

私なりに出した答えになるかもしれませんが臆測になるかもしれませんが、やはり公共といいますか、職員のトイレですね。一般の人が使うトイレを使っている、しかも男子トイレですね。この人たちだけが感染したということで非常に。いまだにノブであったことで、その辺も早く替えろというふうに言っとったんですが、なかなか今、その辺が間に合わなかったと。ドアごと替えなきゃいけないとかということもありまして。そのトイレだけを使っている職員が数名かかったということで、私はそのように捉えております。

今回、職員を後回しにしたというのは、そのときの決定としては、私は間違っていないというふうに判断しているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、以上でよろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）それでは、これで提案理由に対する総括質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから、本日採決する議案の審議を行います。

日程第4、報告第8号、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、報告第8号につきまして御報告をいたします。

報告第8号、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

まず、健全化判断比率でございます。令和2年度健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、令和元年度と同様に普通会計として処理をしております。一般会計、奨学資金特別会計、住宅新築資金等特別会計の3会計におきまして、実質赤字がございませんので、御報告しております表中には数値が表示をされません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、算定対象となる普通会計、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計と公営企業会計の全てにおいて実質赤字がございませんので、実質赤字比率と同様に、御報告しております表中には数値が表示をされません。

次に、実質公債費比率でございますが、この比率は標準財政規模に占める全会計の公債費及び本町が加入しております一部事務組合に対して負担する公債費並びに債務負担行為による公債費に準じた経費等の比率ということでございます。

令和2年度の実質公債費比率につきましてはマイナス2.6%となっており、令和元年度の比率マイナス1.5%からマイナス1.1%、公債費等について改善がなされたということが言えるものということでございます。この実質公債費比率につきましては、過去3年度の数値の平均で求めるということになっておりますので、改善の理由につきましては、平成29年度と令和2年度の数値の比較ということになります。このことから、改善の主な理由につきましては、公債費の元利償還金の額が1億4,106万4,000円減額となったことということでございます。

次に、健全化判断比率の最後になりますが、将来負担比率につきましても、将来負担額である地方債現在高等の減少により、算定式における分子の額がマイナス数字となりますので、令和元年度と同様に数値は表示されません。

ちなみに、算定式における分子は、地方債現在高、退職手当支給予定額の一般会計等の負担額等々の合計額から、充当可能基金額、地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入額等の合計額を控除した額ということになります。

報告の最後になりますが、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、農業

集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び工業等用地造成事業特別会計におきまして、実質赤字等の資金不足額がございませんので、報告しております表中には数値が表示されません。

令和3年9月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

報告書の次の2ページ、それから3ページ目に、令和2年8月24日に、ただいま御報告いたしました内容につきまして監査委員さんに審査をお願いし、その結果を審査意見書として添付をさせていただいております。

2ページ目の2の審査の結果(1)の総合意見、それから3ページ目の(3)是正改善を要する事項の項目において、「早期健全化基準に近い数値もなく、健全な財政運営を行っている」と認められる。また、「特に改善すべき事項がない」との監査委員さんからの審査意見をいただいているところでございます。

報告及び説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(宮崎昌宗君)説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長(宮崎昌宗君)日程第13、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度上毛町一般会計補正予算(第4号))を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(永野英憲君)それでは、議案第41号につきまして御説明をいたします。

議案第41号、専決処分の承認を求めることについて。

令和3年度上毛町一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年9月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、新型コロナウイルス感染症について感染者が急増しており、

特にワクチン接種が完了していない若い世代や家庭内での感染が多く発生していることから、感染者の早期発見及び感染拡大の未然防止を図ることを目的として、新型コロナウイルス抗原定性検査実施事業を早急に実施するための関係経費について、8月27日付で専決処分により予算措置を行ったものでございます。

次のページに専決第4号として専決処分書を添付いたしております。

その次のページに、令和3年度上毛町一般会計補正予算（第4号）を添付いたしております。

今回専決による補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億3,445万8,000円としたものでございます。

補正予算の内容でございますが、予算書の7ページのほうをお願いいたします。

4款1項5目の新型コロナウイルス感染症対策費に、新型コロナウイルス抗原定性検査事業を実施するに当たり、抗原定性検査キット3,000キットを購入する経費といたしまして、10節事業費に330万円の予算措置、また、この抗原定性検査につきましては、キット自体が体外診断用医薬品となりますので、検査を実施するに当たっては医師の管理下で行わなければなりません。今回の事業については、町内の医療機関に御協力をいただいておりますので、7節報償費に抗原定性検査協力医療機関報償費といたしまして、20万円の予算措置を行わせていただいたものでございます。

この補正予算の財源ですが、一般財源といたしまして、普通交付税を350万円計上させていただいております。

それから、9月6日、昨日までのキットの配布の状況でございますが、293世帯593キットを現在配布しております。

以上で議案第41号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）この検査キットですけど、3,000個ほど用意されているということでした。説明要項を見ますと、配布対象者は当然町民全体ということで、その中に使用例ということで示されていますね。その中に当てはまらないと配布はできな

いんですか。例えば、通常の生活の中で子供さんが高校とかに行かれていると、そういう環境の中で不安だから調べたいとかというような方もいらっしゃると思うんですよ。そういう方の対処はどうなっていますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）一応、原則につきましては、今、友岡議員が言われたような、要件が二つあったと思います。その両方に該当する方というようなことで今考えております。

今言われるようなところは、実際に配布の場所に来ていただいて、事情を説明していただいて、それに沿うようであれば極力配布はさせていただきたいと。感染に不安がある方については、そういう形で配布をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）ということは、柔軟に、町民が要望すればお配りするということでよろしいですね。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今回の目的については、早期の感染者、陽性者の発見、それから、感染拡大の未然防止が第1の目的でございますので、そういうところについては担当課のほうで柔軟に配布するというところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）検査の回数ですが、全協では、基本的には1人1回ということの説明があったと思います。小学校、中学校は発生すればクラスターが発生する可能性があり、集団ということになることも考えられるので、児童生徒については1回限りではなく、定期的にする必要があるのではなかろうかなと思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）キットにつきましては今、学校のほうにもある一定数置かせていただいております。感染に不安がある児童につきましては、そのキットを使っていただいて何回でもできるというふうな対応を取らせていただいております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、以上でよろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）友岡議員と似たような質問だと思うんですけど、今回40例目の10代の人が出ています。この人は中学校だと思うんですけど、そこに通学している人と、一緒には生活してないけど接触している、そういう人については、申込みに行ったらキットを頂けるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）学校の場合、今回の接触がある同じクラスの生徒につきましては、希望者全員にお配りさせていただいております。それと併せて、保健所の抗原定量検査につきましても希望者については配付して、保健所のほうでも検査させていただいておりますので、その辺は十分対応できているものと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）今では、配るか配らんか、よう分からんですけど。頂けるかどうかですね。例えば、自分の孫がその中学校の生徒だった。それで、違うところのクラスで出ていても孫とは接触している可能性がありますので、もらいに行ったらすぐもらえるんですか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）それはもう、感染に不安がある方につきましてはお配りさせていただいておりますので、いらしていただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）この事業はもう2日から始まっておりまして、6日までで約半分の日にかかっているかと思うんですけども、その間の配布数が把握できていれば教えていただきたいのと、13日で一度、今発表されているところの配布の分が終わろうかと思うんですけども、仮に余った場合は、今後どういうふうな活用の仕方とか、利用の仕方をする予定になっていきますでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）まず、配布世帯数とキットにつきましては、先ほどの私の議案説明の中で言わせていただいております。293世帯593キットを昨日まで配布しております。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 余った分の使用法ということですが、今後の配布の状況を見ながら、使用方法につきましてはまた検討させていただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに質疑はよろしいですか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君） 専決処分は、これはもう法で認められておることですので、異論はないわけですが、この感染症のような、収束をいつするか予測しがたいような費用です。こういう類いのものについては、今回350万円の補正予算を組んで出しておりますけれども、当初の予算、当初よりそういうのがあったと思いますが、予備費の中に少し含み額を積んで、そして、この程度のものであるならその予備費を利用して、即それに対応すると。これが最も早い処理の仕方と思うんです。

昨年のような3,000万円を超えるようなのは、ちょっと問題ですが、500万円以内とか何とかいうような経費については、予備費に含み額を持つと、それを充当するということができないのかなと。その辺はどうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） 令和3年度の予算につきましては、約300万円程度、予備費を、予算を組んでいただいていると思いますが、今議員さんが言われるようなところも、もし来年このような状況が続くようであれば、そういうことで議員皆さんに御理解いただけるなら、そういう形での対応をさせていただければと思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 安元議員、よろしいですか。

質疑は以上でよろしいですか。

峯議員。

○7番（峯 新一君） 学校でコロナが出ているということで、要は、出席するしないの判断は親が勝手にしてもいいわけなんですか。それとも学校の先生の判断によるものなんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 峯議員。今、一応、検査キットの予算ですので。

○7番（峯 新一君） ずれていますけど、これを聞いとくと、孫を、うち4人抱えていまして。

○議長（宮崎昌宗君） いいですか。教育長。

○教育長（道免 隆君）いわゆる児童生徒に感染が確認された場合の対応を、まずお話をさせていただきます。

そういった感染が確認された場合は保健所の調査があります。そして、保健所が濃厚接触者と特定された方については、行政検査、PCR検査等が行われます。

まず、陽性であった場合は当然、いわゆる治療が完了するまでは出席停止、そして、濃厚接触者等でPCR検査を受検した場合については、陰性であっても2週間、自宅で療養するという形になります。

それと併せて、そういった感染の広がり具合等も含めて、保護者等が不安で学校に子供を行かせたくないという場合も散見されます。ただ、そういった場合には、学校長は学校の感染対策の状況等々も丁寧に説明した上で、どうしても保護者が児童生徒を出校させたくないということについては、最終的には学校長判断で出席停止扱いするのかどうかということが決まってくるという形になります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）いいですか。

○7番（峯 新一君）ちょっと問題がずれちゃって。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員、質疑終わりましたけど。言い漏れ、ありましたですか。

2回目なんで、3回目いいですよ。

○2番（友岡みどり君）すいません。追加で申し訳ないんですけど、先ほど安元議員がおっしゃったように、やっぱりこの緊急時の対応というのは、大規模な予算でない限りは、100万円単位であれば、予備費が当然、緊急時に使うように予算計上されていますので、来年度はある程度多額の予算を計上して、100万円単位ぐらいは執行権を持って、しっかりと早急に対応できるように考えていただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）答弁はよろしいですか。

○2番（友岡みどり君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）なるべく質疑のやつは質疑で終わってください。

○2番（友岡みどり君）こういうときしか言えないですので、ごめんなさい。

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上毛町一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は、あちらの時計で11時です。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（宮崎昌宗君）それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

廣崎議員、どうぞ。発言の申出がありました。

○5番（廣崎誠治君）中学生で発病したんじゃないかという形で質問いたしましたけど、その中学生の部分は取り消したいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）それでは、会議を再開いたします。

これから議員提出議案を上程し、審議を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第21発議第3号、日程第22陳情第1号、以上2件を上程します。

日程第21、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

荒牧議員。

○11番（荒牧弘敏君）それでは、私のほうから発議第3号についての趣旨説明をいたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。

この中で地方財政は、来年度においても巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面しており、地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化、脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増高が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、国において、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう強く要望いたします。

このようなことによりまして、下記の5項目を示し、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

よろしく審議のほどをお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、提出者の趣旨説明に対する質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第22、陳情第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を議題とします。

紹介議員に趣旨説明を求めます。

高西議員。

○1番（高西正人君）それでは、私、高西のほうから趣旨説明を行わせていただきます。

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書。

趣旨でございます。

2018年7月に、望まない受動喫煙防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律が公布され、2019年7月1日から第一種施設を対象にした一部施行が行われ、2020年4月1日から全面施行されました。

第一種施設である行政庁舎については、原則、敷地内禁煙、ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができるかとされておりますが、一部行政庁舎では屋外喫煙所が撤去され、敷地内全面禁煙となっております。

そのため、喫煙する来庁者や職員は、近隣施設の喫煙場所に集中しての喫煙や路上での喫煙を余儀なくされており、よって、望まない受動喫煙を誘発する状況になっています。

この法律は、たばこを吸える場所、吸えない場所を明らかにして、望まざる受動喫煙を防止するものであり、喫煙を推進するものではありません。また、令和元年度の上毛町の地方たばこ税は約3,000万円となっており、零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店では、販売を通じて財政に多大な寄与をしているとの自負と誇りを持ち、たばこ販売を行っているところです。

これ以上の過度な規制等により喫煙場所が縮小されれば、我々組織への打撃だけでなく、当然、税収も激減、行政予算への大きな影響は避けられないことが容易に想定されます。

たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、また、税収面からも全体で約2兆円、地方税だけでも年間1兆円を上回る貴重な財源であり、その用途は、一般会計として各自治体の判断に委ねられています。

昨年12月に与党が取りまとめた令和2年度税制改正大綱において、望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととされており、加えて、本年1月に総務省自治税務局より発出された令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等については、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいことと記載されております。

分煙環境の整備は、望まない受動喫煙はもとより、継続的安定税収の確保に資するものであると考えます。また、公共喫煙場所を充実させることは、ポイ捨てや歩きたばこが減少し、行政、商店街等が取り組む環境美化の促進が期待されます。そして、喫煙室（場所）の設置や排気設備の更新などが進まない事業者を支援することは、改正健康増進法の徹底、無用なトラブルの減少になります。

かかる状況を踏まえて、私たちは望まざる受動喫煙を防止し、喫煙者も非喫煙者も

お互いが気持ちよく生活できるよう、地方たばこ税の一部を活用して禁煙環境を整備していただきたく、以下の3点について陳情いたします。

1、貴自治体において、行政の責務として、公共喫煙場所の増設、維持を積極的に進めることを強く求めます。

2、公共喫煙場所の整備に際して、地方たばこ税の一部を活用した禁煙所の設置を強く求めます。

3、国に対し、貴自治体として、地方たばこ税を公共喫煙場所整備に活用できる全国的な制度の整備を要望していただくことを強く求めます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）紹介議員の趣旨説明は終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、紹介議員の趣旨説明に対する質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）お諮りします。

新型コロナウイルス感染防止対策について、安元議員から緊急質問の申出があります。安元議員の新型コロナウイルス感染防止対策についての緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

安元議員の新型コロナウイルス感染防止対策についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1号として直ちに発言を許すことに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、安元議員の新型コロナウイルス感染防止対策についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに発言を許すことは可決されました。

それでは、安元議員の発言を許可します。質問台へお願いいたします。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）質問に入ります前に、質問の機会をいただきました議員各位にお

礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）新型コロナウイルス感染症から、いかにして児童生徒を守り、安全を担保するために、連日心血を注いでいただいている教職員の方々に敬意と感謝を申し上げます。

毎日報道されている中に、最近、年齢の低い者の感染が広がっているということが報じられております。本町の報告の中でも10歳未満が数名挙がっています。

そこで、町内の小中学校、保育所、これは学童保育も含むんですけど、感染防止に向けての対策がどのように講じられているかお伺いをいたします。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）それでは、議員質問の小中学校の感染防止対策について、私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、議員御承知のとおり、日本国内における感染が拡大した昨年令和2年の3月から5月まで、全国一律の一斉臨時休業措置、いわゆる休校というのが実施されました。その次の月、6月になりますけども、文科省が学校における感染対策等をまとめた学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのを策定いたしました。それには、いわゆる手洗い、手指消毒、あるいはマスク着用、3密回避等の基本的な感染防止対策、並びに学校における教育活動において留意すべき事項等、事細かに記されています。現在の学校については、その感染防止のマニュアルに沿って学校運営を行っているところです。

このマニュアルでございますけども、いわゆる直近の感染状況や、新型コロナウイルスに関する、いわゆる医学的な知見に基づいて、度々改定をされています。現在、ここにありますが、バージョンシックス、5度の改定を経て、現在のこの感染マニュアルができております。

これにのっとって学校はやっているわけですけども、8月20日の緊急事態宣言の発令、そして、盆以降、今議員がおっしゃったように、町内並びに近隣の市町におきましても、若年層の感染が拡大されたと。そのような状況を受けまして本町の感染レベル、実はこの中には、その地域ごとの感染レベルを首長と相談して教育委員会が設定しろということになっており、それまでは感染があまり広がっていないレベル1の状況でありました。これは、レベル1、レベル2、レベル3とありますが、8月

27日に町長と協議をいたしまして、本町の感染レベルをレベル2に引き上げました。それを受けて、臨時の校長会を開催して、今までの感染対策をさらに強化するよう指示、要請を行いました。

その内容は11項目に分かれておりますので、もしよろしければ、ここで紹介をさせていただきたいと思います。

まず一つが、始業式が9月1日から始まるという状況がありましたので、9月1日の始業式、2学期の始業式については、集合の式は執り行わないで、いわゆるオンライン、あるいは校内放送等を活用して行うこと。それから、1日から3日の日は午前中授業、そして給食後、下校させると。ただし、下校に当たって、いわゆる放課後児童クラブの利用児童につきましては、その開始まで学校で一時預かりを行うというように形で実施させていただきました。

それから、いわゆる感染リスクが高いと言われるのが給食でございます。給食については、これまでは黙食の励行を推進しておりましたが、それに加えて、3方向のパーティションを児童生徒の机一つ一つに配置をして給食を行うというようなことを指示しました。

それから、教室等の部屋の換気ですけれども、1時間に何回とかいう取決めの中でこれまで行ってきましたけれども、常時換気、対面する窓を必ず2方向開けるという形で行うことの指示をしました。

それから、トイレとかドアノブ等、共用する箇所については、これまでも消毒を行ってきましたけれども、その強化というのを指示しました。

それから、修学旅行や社会見学も、9月に予定されていましたが、10月以降に延期をするということ。それから、いわゆる授業参観等、保護者あるいは地域の方々に学校の授業においていただいて、いろんな支援活動を行っていただいておりますけれども、それについても9月はもう中止、10月以降に延期をするという形を取らせていただきました。

それから、中学校の部活動につきましては、緊急事態宣言中は中止するということ。

それから、感染リスクの高い教育活動、例えば音楽の合唱であったり、あるいは、今、いわゆる小集団で子供たちが意見を出し合う教育活動が推進されておりますけれども、そういった密な状況になる活動については当面避けること。

それから、これまで保護者には、児童生徒にいわゆる発熱等の風邪症状があった場

合は登校を控えさせてくださいというお願いをしておりました。それに加えて、今家庭内感染が広がっているという状況がございますので、児童生徒並びに御家族の方に発熱等の風邪症状があれば児童の登校を控えさせてくださいというようなお願いの周知を行いました。

それと、子供たちの様子を見ますと、布マスクを結構している子多いんですが、今の治験の中で、布マスクやウレタンマスクよりも、感染防止は不織布マスクのほうが良いということをおっしゃっていますので、これについて、できるだけ、これは強制はできませんので、家庭のほうに不織布マスクの着用をお願いいたしました。

以上の内容を、校長会で指示、要請を行いました。今、それに基づいて学校運営が行われているという状況です。

それに加えて、国のほうも、いわゆる簡易抗原定性検査、簡易キットの配布というのを言われていますけども、本町におきましても先駆けて各学校に簡易キットを配布いたしました。

そのようなことも含めて、校長、そして私の連名で、各家庭に対しては協力の呼びかけを行いましたし、万が一、学校関係者、児童生徒、教職員に陽性者が出た場合の対応について、詳細にわたって保護者にお知らせをしたところです。

以上のような形で学校の運営を行っているわけですが、もう本当に、学校長以下、学校の教職員は今、議員がおっしゃっていただきましたけども、本当に心血を注いで、緊張感を持って教育に当たっているという状況でございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） それでは、御質問の町内の公立、私立保育所における感染対策ですが、国から示されているガイドライン等を基本に、従前から行っております登園前の検温、手洗い、手指消毒、それからマスクの着用をはじめ、給食時の黙食等、基本的な感染防止対策を徹底し、保護者に対しましても、家庭内の感染対策の徹底を呼びかけております。

なお、町立の大平保育所におきましては、同一クラス以外の児童との接触を避けるため、異年齢児との交流は中止するとともに、保護者の送迎につきましても1名に限定し、保育室への入室を控えてもらうようにしております。

施設面では、手すりやドアノブなどの共用部分の消毒回数を増やし、感染対策を強

化しており、保育参観やお泊まり保育の中止、夏祭りは、保護者の参加は見送り、子供だけの実施とするなど、保育園での各種イベント行事は中止または縮小とし、人と人との接触をできる限り減らし、感染防止に努めております。

放課後児童クラブにおきましても、児童に対して手洗いやマスクの着用等の基本的な対策の強化、毎日の施設設備の消毒を引き続き実施しております。また、学童での過ごし方につきましても、できるだけ園庭や広い空間で過ごす時間を増やし、児童同士ができる限り距離を取り、接触しないよう工夫しております。

保育所、学童どちらの場合も、保護者に対し、自宅に大人がいる場合は家庭保育をしていただくようお願いしているところであります。

また、児童または保護者が陽性や濃厚接触者等に特定された場合は、速やかに各利用施設に連絡し、感染拡大を防止するよう周知徹底を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）ちょっと座ったまま。立たな悪いですか。

○議長（宮崎昌宗君）座ったままでもいいです。もしあれでしたら。基本立って言うてください。

○9番（安元慶彦君）何だ。何ち言った。

○議長（宮崎昌宗君）発言は、基本、立った状態をお願いします。

○9番（安元慶彦君）だから、座ってと、お断りしよるのに。

○議長（宮崎昌宗君）はい。

○9番（安元慶彦君）それぞれの地域によって異なった環境と思いますから、そのとおりに何とかということじゃないんですけれども、毎日のテレビの報道なんかを見ますと、分散登校とか、あるいは45分間の給食の時間を15分で切り上げてやるとか、保護者のほうにも協力してもらって、毎日の朝の検温をして、子供がそのカードを持ってくるとか、とにかく学校に感染者を入れないと。水際作戦というんですか、そういったようなことがあったように、いろいろやっているようですけども、本町の場合でしたら、教室いっぱいの子供がおるところもあると思いますが、大体人数が少ないですから教室には空間があると思いますけど、午前、午後に分けて、今言う分散登校ですね。そういったような事柄は、本町の場合は考えなくてもよろしいですか。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）まず、今やっていることとして、今議員がおっしゃっていただきました、まず家庭で登校前に検温をすると、そして、熱だけではなくて健康状況も含めた健康観察カードというのを家庭で書いてもらって、学校に毎日提出をしています。それにつきましては、昨年からずっと取組を続けております。

それと併せて、今おっしゃいました、いわゆる給食時間を短縮するとか、あるいは休み時間、昼休みを短くするというふうなことは、各学校の実態に応じて、児童数の多い少ないがございますので、各学校で現在、校長判断で取組を行っています。

それから、分散登校、あるいはオンラインによる家庭での授業というようなことも、一部自治体でやっているというところはありますけども、今、本町の現段階では、その必要はないかなというふうに思っています。

ただし、今後、町内の児童生徒に、あるいは幼児も含めてですが、そういったきょうだい関係で感染が大きく広がるというような状況になれば、分散登校、あるいは短縮授業とか、場合によっては臨時休業措置も含めて検討していかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）報告によりますと、西吉富の学童保育、ここで感染がどの程度あったか分かりませんが、休館をしておりますね。そういった場合には、館全体を消毒するとか、あるいはその子供が何日たったら来てもいいとか、そういうところの措置はどんなふうにやっておりますか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）学童につきましては毎日、施設については消毒を行っております。それに、感染が発生した場合には、毎日の消毒と同じように消毒を行い、児童を安全に保育できるような状態は常に日頃から整えているところでございます。

感染が確認された場合につきましては、児童の保護者に対して、保育の提供を止めてもらうように要請はして、自宅のほうで見てもらうようお願いはしております。

○議長（宮崎昌宗君）すいません。ちょっと一旦、議事を止めます。

じゃあ再開します。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）私は、こういった書き物に基づいて。これに書いているから、それでお尋ねをしよるんですね。ある方からひそかに聞いてきて、私はここで発言しているんじゃない。これにはちゃんと施設の固有名詞が出てる、施設名。だから、いやもう。（「ホームページに出てる、休園すると書いてある」と呼ぶ声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ちょっと会議録止めますね。

○議長（宮崎昌宗君）それでは再開します。

どうぞ。

○9番（安元慶彦君）そのことにはもう深く入りません。

いずれにいたしましても、私は専門家ではありませんから、あれがいいとか、あれが悪いとかいう、そういう知識もないし、また権限もございません。ただ、今後、保護者が安心して学校や保育園に家から送り出せるような、そういった環境をつくっていただいて、感染防止にさらなる御努力をいただきますようお願いして終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これで、安元議員の新型コロナウイルス感染防止対策についての緊急質問を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の委員会付託を行います。

9月3日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。運営資料の3ページ、4ページの委員会付託表を御覧ください。

付託案の朗読に際しても議案名の朗読は省略します。

認定第2号、認定第3号、認定第6号、認定第7号の4件は文教厚生常任委員会へ、認定第4号、認定第5号、認定第8号、議案第42号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、発議第3号、陳情第1号の11件は総務産業建設常任委員会へ、認定第1号、議案第43号の2件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料7ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時33分

令和3年9月7日